

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第一一節 炭鉱労働者の争議

スト規制法反対闘争

五二年秋の炭労、電産のストライキから懸案になっていたスト禁法の要綱が閣議で正式決定をみたのは一九五三年二月一〇日のことであつた。炭労は政府のこのような動きを事前に察知し、一月二八日、第六回中央委員会において本法案絶対反対を満場一致で決議し、政府にたいして抗議文を提出した。二月一日には炭労法闘第一号を出し、「一、二月二六日悪法制定反対けっ起大会を実施せよ。二、二月二五日までにスト権を集約せよ」と具体的な行動を指示した。翌一二日には学者を招いて研究会をひらき、本法案についてつぎのような炭労の見解を發表した。

(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律案要綱に対する炭労の見解)
立法の理由についての矛盾性

政府は本法を立法する理由として昨年の炭労、電産ストが国民生活に著しい脅威を及ぼしたので、これが禍根を除去し福祉擁護の為にストの方法を制限するのだと云っている。政府の主張はストを罪惡視しあたかもストは労働者が勝手に行うものであり、ストを行ったそのことは当然労働者の責によるものだと断定して立法の必要性を理論づけている。

ストの因果関係は政府のスト罪惡の先入観によって基本的に歪曲された解釈によって断定されている。従つて昨年のストについてもスト解釈の方法は経営者がスト解決に可能な現実であり乍ら然もこれを行わなかつたこと、及び政府自身のスト解決の政治責任の逃避等にはふれず、ただ具体的に国民生活の脅威と損害と労働者との関係のみ強調している。こうした考え方で組立てられた理論の中には組合の正当なスト権は何等考慮され認められてはおらず、正常な労使関係の双方の権力を平等に認めたものとは云えない。然も政府は自説を昨年のストによる国民のスト嫌惡の感情に結びつけて正当化しようとしている。

国民生活のストによる脅威、被害については労使双方のそれぞれの平等な権利義務の上に立つてその責任は判断さるべきであつて、政府の云うが如きストの脅威被害即労働者の責任というが如き断定は一方的な見解も甚しく、為にせんが為の理論である。われわれの昨年のストは正当なスト権の行使であり、若しこのストにより国民に脅威被害を与えたとしても、その責任はストを行わしめた側、即ち政府にあることは明確である。従つて政府の立法理由は矛盾も甚しく、一方的権力独善の理由に外ならないと云わざる

を得ない。

労働基本権との関連

この法は労働者の基本的権利である争議権を財産権の維持向上の為には隷屬的なものであると断定して立法されている。従って労働基本権は事業主の財産に被害を与えない範囲でしか行使できないものであると規定している。即ち要綱の「三」の規定によれば、争議中と雖も経営には何等支障のない措置が講ぜられ、且つ講じなければならぬ義務を労働者に負担せしめている。

こうしてこの法は露骨に資本擁護の立場をとっており、資本独善の立法であることは明らかである。資本擁護の目的の為には基本的な労働者の権利は全然顧みられることなく、むしろ労働基本権をこの法の運営により実質的には抹殺せんとする積極的な意志をもっているものである。憲法に保障された労働基本権を一国民一階級の私利のために蹂躪するが如き立法は将に民主主義の逆コースであり、絶対に許せないものである。更にこの法は労働者に強制労働を強要していることも明らかである。即ち要綱「三」の保安法所定業務に云々をもって保安管理者に就業命令権を与え、就業命令をもって労働者を拘束し就業せしめる方法をとっており、奴隸的労働を強制することを規定している。こうした全く基本人権を蹂躪するが如きファッショ立法には絶対反対である。(以下略)

総評は一三、一六両日戦術委員会で春季闘争の一環として実力行使を含む闘争方針を決定、二〇日の幹事会でこれを確認した。この闘いの柱になるのはいうまでもなく炭労、電産であるが、その共闘体制は二月一三日にととのえられ、さらに三月一日には全鉱も参加した。このような共闘体制を背景として炭労は第七回定期大会においてつぎのような具体的闘争方針をきめた。

(具体的闘争方針)

一、闘争の規模

- 1 炭労、電産を中心とした、総評全体の闘争の中において強力に闘う。

二、闘争の方法

- 1 ストを含むあらゆる手段、方法をもって、立法反対抗議を行う。
- 2 実力行使は炭労独自でも闘うという決意をもって、下部闘争態勢を確立する。
- 3 炭労独自のスト決行は、その必要性、価値判断等を主体的、客観的、全体のふり合いの中で判断し、中央闘争委員会が決定する。

三、スト態勢の確立

- 1 三月一四日以降は、何時にてもスト決行が可能な態勢を確立する。

四、闘争委員会

(一)闘争委員会の設置

- 1 中央本部に中央闘争委員会(略称中闘)を設置する。
- 2 中闘の下部機関として、各地方本部毎に地方闘争委員会および支部毎に支部闘争委員会を設ける。

(二)中闘の権限

- 1 中闘は闘争に関する指令権その他一切の権限を有する。

(三)闘争委員会の構成

- 1 中闘は中央委員会及び各地方闘争委員会より左の区分により選出された代表者をもって構成し、闘争委員長は中央執行委員長とする。

福岡及北海道地方闘争委員会より各々二名、常磐、山口、佐賀、長崎地方闘争委員会より各々一名。

- 2 地方闘争委員会は、支部と直結し、支部の啓蒙宣伝指導及び状況の把握等に機動的に活動することができるよう各地方の実態に即して構成する。

- 3 支部闘争委員会は、支部組合員を掌握し、支部の実情に即して設ける。

(四)闘争委員会の運営

- 1 闘争委員会の運営は、規約、規程の定める大会、中央委員会等機関の運営に準じ運営する。

- 2 中闘委員中、地方闘争委員会の代表者は、必要に応じ、中闘委員長が招集する。

右のような方針にもとづいて共闘第二号が発せられ、「一、スト制限立法反対闘争中央闘争委員を選任せよ。二、スト制限立法反対闘争、地方闘争委員会及山元闘争委員会を設置整備せよ。三、三月一二日、日教組が全国一斉賜暇休暇戦術を実行するので、日教組の闘争を支援するため、組合員子弟学童の休校を行え」等の行動を指示した。法闘第二号が出された夜、衆院労働委員会は強引に採決に入り、改進黨修正案を可決したので、翌一日の三単産共闘の第一回連絡会議は、二三日を目標に実力行使をすることを申し合せた。しかし同日、総評戦術委員会は一八日第一次、二四日第二次の実力行使を決定したので、三単産もこの決定に従うことを確認し、法闘第三号を以て一八日の職場大会、二四日以降の実力行使を指令した。一三日法案は衆議院本会議を通過し、翌一四日は東京日比谷(参会者約七万)をはじめ全国各地で労働者大会、職場大会がひらかれたが、折しも、この日政府不信任案が可決され、解散という事態になってこの法案は廃案のうき目をみるにいたった。そこで法闘第四号で前記三号指令は変更された。

総選挙後の第一六回国会にこの法案を再提出することについては当初政府は態度をあいまいにしていたが、日経連その他の強力な圧力によって再提出のはらをきめるにいたった。かくして六月二日法闘第五号によって闘争の準備を指令したが、六月一四日ついに法案は国会に提出された。一五日には折から大会で上京中の炭婦協会員は国会にデモをかけ、一七日に法闘第六号が出されて闘争の指針が明示され、さらに一八日にはつぎのような法闘第七号指令が発せられた。

(スト制限法反対に関する指令)

吉田政府は労働者の猛烈な反対をよそに、スト制限法を国会に提出するに至った。

この法案を提出する源は資本家陣営の策動にあることは明らかであり、われわれはこの法案粉碎のため、直ちに全労働者の統一闘争態勢を確立し、長期に、しかも、幅広く強靱な作戦を展開しなければならない。

この情勢に応じ、炭労中闘委員会はスト制限法反対闘争指針並に具体的闘争方針を決定した。

依って次の通り指令する。

[記]

- 一、六月二五日以降二四時間以上の実力行使に対応する闘争態勢を確立せよ。
- 一、六月二五日、各支部は全国一斉にスト制限法反対蹶起大会を行え。
- 但し、動員の規模及び職場大会、地域大会の選定は各支部の実情に応じ行え。
- 一、蹶起大会に報告でき得るよう各地方本部は機関を招集せよ。
- 一、地域的統一組織確立に努力せよ。
- 一、外部に対する宣伝活動を行い、国民の世論を喚起せよ。
- 一、ハガキ、電報による抗議を行え。

六月二〇日には東京日比谷で労働者大会がひらかれ、炭労、電産を先頭に五万名がデモを行った。さらに炭労に「国会坐りこみ」を指令し、七月三日から九州を除く各地の代表二三名が行動に入った。そして六月三〇日ついに法闘第一一号による第一波実力行使が指令され、これにもとづき七月四日、四一単産三百万人が時限ストをふくむ職場大会をひらいた。第二波については当初七月一五日が目標とされていたが、衆院労働委員会の審議の模様とにらみ合せて一日にくりあげられ、二四時間スト指令が発せられた。第二波ストは三七単産三五〇万が一斉に突入し、そのうち炭労のスト参加人員一四万九〇〇〇名、保安要員三万一〇〇〇名、推定減産八万四五〇〇トン、損害二億一〇〇〇万円にたった。しかし九州では三井田川、山野、三菱鯉田一鉱、佳友唐津、明九労等が脱落した。

第二波スト当日の一一日にいたり、労働委員会は採決に入り、原案可決、つづいて本会議を通過

した。折から総評大会からかけつけた代議員を加え、炭労坐りこみ隊を先頭に、官公労その他の労働者約一〇〇〇名が武装警官の弾圧をはねのけて国会内に入りデモを行った。国会坐りこみ隊は七月一六日から九州代表に交替した。第三波実力闘争は七月二七日に行われ、炭労も各方二時間ストを行ったが、しかし参議院において審議未了にもちこもうとした野党の戦術も効を奏せず、ついに五日夜同法案は成立した。

このスト規制法反対闘争は、破防法反対の労闘ストにくらべてはるかに迫力の少いものであった、それはこの闘争の中核となった炭労、電産が、前年の闘争の疲労がいえず、その上水害等がかさなって闘争のもりあがりかなかったことによるものといえよう。三鉱連は、この闘争(なかんずく第三波)にたいして、「単にストの規模のみの決定に貴重な時間を空費した」として、中闘に公開質問状を発した。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
